

秋田県公報

目 次

告 示

○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
(三〇五・水産漁港課)……………1

告 示

秋田県告示第三百五号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。
平成二十一年六月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

2 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示して

おり、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においては多くの低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 平成二十年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) まあじ

平成二十年一月から十二月まで 若干
(2) ずわいがに
平成二十年七月から平成二十一年六月まで 二十二ト

平成二十一年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで 若干
まあじ

平成二十一年一月から十二月まで 若干
(2) まあじ
平成二十一年七月から平成二十二年六月まで 二十三ト

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 すけとうだら
小型機船底びき網漁業(手繰り第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

2 まあじ
小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

3 ずわいがに
小型機船底びき網漁業(手繰り第一種漁業)とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた数量に関する事項

平成二十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた数量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

まがれい	か れ い 固 定 式 刺 し 網 漁 業	秋 田 県 地 先 水 面	平 成 二 十 一 年 二 月 一 日 か ら 平 成 二 十 一 年 三 月 三 十 一 日 ま で	三 千 九 十 九
まがれい	か れ い 固 定 式 刺 し 網 漁 業	秋 田 県 地 先 水 面	平 成 二 十 一 年 九 月 一 日 か ら 平 成 二 十 一 年 十 月 三 十 一 日 ま で	六 百 五 十 一

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項
 平成二十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

まがれい	か れ い 固 定 式 刺 し 網 漁 業	秋 田 県 地 先 水 面	平 成 二 十 一 年 二 月 一 日 か ら 平 成 二 十 一 年 三 月 三 十 一 日 ま で	三 千 九 十 九
まがれい	か れ い 固 定 式 刺 し 網 漁 業	秋 田 県 地 先 水 面	平 成 二 十 一 年 九 月 一 日 か ら 平 成 二 十 一 年 十 月 三 十 一 日 ま で	六 百 五 十 一

第二種共 同漁業権 水域を除 く	三月三十一日 まで
---------------------------	--------------

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びか
れい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く）につ
いては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許
可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の
規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が
前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、
より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、
漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び
研究の充実を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び
産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄